

終連報丙第二三五號

受 發
事務官 連絡官
時間 一八一—三〇

昭和二一、六、(火)

總務課

情 報 音 通

○ ○ ○ ○ の 送 給

六月十五日

一、沖繩人の送還

「ハウエル」大佐より沖繩人に關しては「マツクアーサー」元帥に於て至急歸還せしむへしとの方針を決定し自分の許に於て昨日送還計畫の立案を了して上司に提出せりとて左の案を示したり

- (一) 送還地は鹿兒島とす
- (二) 奄美・走・赤・鹿・瀧、徳の島、與論、沖之永良部諸島向けのものゝ奄美大島の古仁屋に送る

七月一日—九月一日 毎週三五〇〇人

(三) 宮古列島向けものは宮古に送る
七月十日—十五日の間鹿兒島に集結 十六日に送還

(四) 八重山列島向けものは石垣に送る
七月二十日—二十五日の間鹿兒島に集結 二十六日送還

(五) 沖縄、沖縄群島、善良間、「ミナミ」及大東向けものは沖縄に送る
七月一日より 毎週四〇〇〇人 十月一日より 毎週八〇〇〇人
(十一月十五日迄に送還完了の豫定)

(六)送還は家族単位にて行ひ家族中に労働し得るものか就中大工又は指物師あるものを優先送還す 但し歸還速度を遅らせざるを要す

(七)引揚船の入港地よりは更に同地輸送を以て歸還先に送る

(八)送還計畫に従ひ動かさるものは歸還の特権を喪失せるものとして「チエツクイオ」し毎月命令部にて其の数を報告すべし

「ハ」大佐は相當方よりの質問等に對し左の通達べたり

(一)本件は未だ上司の「サイン」を懸るに付發表を差控へられ度し

(二)沖繩の専政は七月一日より陸軍の手に移るべし

(三)労働者を先に歸すのは受入準備中家屋の建築を手傳はせる爲なり、建築資材、食糧等は米側より供給せざるべからず

(四)登録施行後に外地より歸せざるものも送還し差支へなし

ニ 蘇聯北軍部人の問題

蘇側との交渉の見込は如何なりやと問ひたるに「ハ」大佐は來る十九日蘇側と話合をなす據上司に提案しあり、之か強されたる唯一の大問題なりと答へたり

三、S A G B B A よりは未だ配船要求到着せざるも主義上は既に解決済の問題にし懸念なし

四、引揚船に余裕を生したる爲「リパテイ」船の收容限度を三五〇〇人、L S T の限度を二〇〇人に引下げ又日本船船の二五%を「レリーズ」することとせり

五、上船よりの船は佐世保及浦賀の二港に入港せしむ「コレラ」の関係上六仙崎に朝鮮人一三〇〇人程滞留し居るに引揚船の配船なき趣なるに付「ストラウス」

中佐に訊ねたるに仙崎よりの送還は素より難行せらるべく第八軍に對しては當方より注意すへとも日本側よりもB O A J A P に對し配船方要求せらるること可然と答へたり

舞鶴援護局の人事に關し（機密縮少に關する現地軍の指示に對する申入）厚生省より別添の如き報告ありたるに付「ハウエル」大佐に對し事情を説明し斯る問題は日本側に任せられ度しと述べたるに「ハ」大佐も之に同意を表し月曜日に第八軍に電話して注意すへしと答へたり

ハ琉球島に於ける日本人俘虜に付情報を得度き旨第二復員省より依頼ありたるに付G1の「カレン」中佐に問ひたるに *Present Marshall* (明治「ビル」の許に在る名簿に付取調らるゝと可然と答へたり